

元号制度の来歴と新元号「令和」の意義

久禮 旦雄

目次

- 一 元号（年号）制度の来歴
- 二 新元号「令和」の出典―予想外の出典に驚き―
- 三 「令」の意味をめぐって
- 四 東アジアの『万葉集』
- 五 未採用年号案との比較から

一 元号（年号）制度の来歴

平成三十一年（二〇一九）四月一日、新元号「令和」が発表された。そして政令として公布するための今上陛下（現・上皇陛下）の御名御璽（署名・押印）をいただき、五月一日、新天皇が即位される日の零時から施行された。

「元号」（明治以前は「年号」）は、中国で紀元前、前漢の武

帝の時代にはじまった紀年法（時間を記録・表示する方法）で、東アジア各地に広がったが、現在用いられているのは日本のみである。^{〔1〕}

日本では七世紀、中大兄皇子・中臣鎌足が蘇我本宗家を打倒した「乙巳の変」（六四五）の直後、孝徳天皇の即位と共に「大化」という年号を用いたのが始まりとされる。しかし、「大化」年号は、その後の「白雉」「朱鳥」と同じく、その使用は断続的であり、また畿内を中心にごく一部で用いられるに留まっていた。

年号が全国で用いられるようになったのは「大宝」年号（七〇一）からで、同年に成立した「大宝律令」の「儀制令」に「凡そ公文に年を記すべくんば、皆年号を用るよ」と規定されていたことによるものと推測される（『令義解』に引用される

養老令からの推定)。以後「令和」まで二四八の年号が切れ目なく用いられている。²⁾

その後、天皇の即位(代始)のほか、白い雉や美しい雲など、めでたいしるしの出現(祥瑞)や、災害や怪異(災異)、暦の上のタブー(革年)を理由として年号を改め(改元)られた。そのたびごとに天皇のもとで貴族たちが会議を開催し(年号定)、さまざまな先例や漢字についての知識をもとに議論を行なった。少しでも問題のない、よい年号を決めようとする気持ちによるものである。

江戸時代になると、災異や革年を理由としたたびたびの改元に批判的な意見を唱える学者も出てきた。代表的なものとして、大坂の懐徳堂の中井竹山や、水戸彰考館の藤田幽谷などがある。そして、幕末から明治にかけて活躍した岩倉具視は、元号を天皇一代につき一つとし、改元のたびの会議を行わないようにしたいという意見書を朝廷に提出している。

「明治」改元(一八六八)の際には、明治天皇ご自身が皇室の祖である天照大神を祭る内侍所(現在の賢所)で籤を引き、三案の中から「明治」元号を決定した。その後出された行政官布告には、今後は「二世一元」とすることを「永式」とすることが定められている。

伊藤博文らにより作成された明治の『皇室典範』にもこの一世一元制が規定され、さらに具体的な規定が盛り込まれた「登

極令」には、先帝の崩御を受けて新天皇が即位すると直ちに元号を改めること、元号案は天皇の諮問機関である枢密院で審議することなどが定められた。「大正」「昭和」の元号はこれらの規定に基づき決定されることになった。

「大正」改元(一九一二)は明治天皇の崩御を受けて行われたが、崩御の二日前から、総理大臣西園寺公望がひそかに準備を進めていた。その結果、速やかに改元が行われたが、これについて、当時、宮内省図書頭だった森鷗外は、「大正」はベトナムの王朝(莫朝)の元号にあることを指摘し、「不調への至り」であると批判している。森はその後、自ら元号の研究を進めるとともに、奈良高等女子専門学校の教員であった吉田増蔵(学軒)を宮内省に引き抜き、自らの研究成果である『元號考』の補訂を託している。³⁾ その吉田増蔵が、「昭和」改元(一九二六)の際の元号案を作成することとなった。

敗戦後、GHQの占領下に、明治の『皇室典範』は廃止され、戦後の『皇室典範』には、元号に関する規定は含まれなかった。そのため、政府は「元号法案」を作成したが、GHQの反対により、闇に葬られた。その後、「昭和」元号は、明治の『皇室典範』の前提となる「行政官布告」にその法的根拠が求められることとなった。

その後、関係各位の努力により、昭和五十四年(一九七九)は「元号法」が成立する。ここでは元号は政令で定められ、皇

位継承があった時に改元が行われることが規定された。「平成」改元（一九八九）はこれに基づいて行われたのである。

そして、平成二十八年（二〇一六）の天皇陛下の「お言葉」を受けた国民の意思により成立した、皇室典範特例法により、平成三十一年（二〇一九）、近代以降初めての譲位（退位）が行われた。天皇が健康なうちの皇位継承という初めての事態は、結果的に新元号の発表から改元、そして退位・践祚の儀式を国民的イベントとして、奉祝の雰囲気の中で行うことを可能としたのである。

二 新元号「令和」の出典―予想外の出典に驚き―

「令和」元号の出典について、既に菅内閣官房長官・安倍総理大臣の会見において述べられ、その後も多くの報道があり、選考過程や未採用年号なども明らかになってきている^①。それらも踏まえて、ここで新元号「令和」年号の来歴と意義について述べておこう。

四月一日、私（久禮）は日本テレビの報道特別番組に、皇室ジャーナリストとして知られる久能靖氏とともに参加し、「平成」改元の時の裏話を久能氏からうかがったり、過去の元号について司会者の質問に答えたりしながら、元号の発表を待っていた。

当初、有識者懇談会が予想より早く終了したため、時間を繰り上げての発表になるかと思われた。しかし、閣議が長引き、更にその結果を天皇陛下・皇太子殿下に報告する必要があるため、結果的に予定より少し遅れて菅官房長官の記者会見が行われることとなった。その後、政令案に天皇の署名をいただいている^②。

そこで、新元号は「令和」、その出典は『万葉集』との発表があり、正直少し驚いた。元号は「平成」まで出典は漢籍であった。しかし、今回に関しては国書（日本古典）から採用するという報道もあり、その可能性は高いと考えてきた。

これを、安倍総理の個人的判断のようにみる報道もあったが、それは少し違うように思われる。既に、所功京都産業大学名誉教授・モラロジ研究教授が紹介しているとおり、すでに昭和五十二年の「元号法」制定の際、衆議院で参考人として意見を述べ、その後、元号案の作成も委嘱された可能性が高いとされる、坂本太郎東京大学名誉教授が、日本古代史・『日本書紀』の研究者として、次の元号案は日本の古典からとつてもいいのではないかと、と発言している。それを、坂本氏が中心となった日本書紀研究会で聞いた日本漢文学研究者の小島憲之大阪市立大学名誉教授（当時は教授）が、『日本書紀』にある聖徳太子の十七条憲法、あるいは嵯峨天皇の漢詩からとつてもいいのではないかと述べている^③。残念ながら坂本氏は「平成」改

元前に死去されたため、その元号案が検討されることはなかったようだが、幻の坂本案が国書から採られていた可能性は高いと思われる。また、平成改元の際にも、市古貞次国文学研究資料館初代館長が元号案の作成を委嘱されたといわれており、国書から採用しようという動きはかなり以前から存在していた。

また、昭和四十四年（一九六九）にお生まれになった紀宮清子内親王（現・黒田清子さま）の称号とお名前、その読み方（さやこ）はいずれも『万葉集』に由来するもので、平成十二年（二〇〇七）に崩御された香淳皇后の追号も奈良時代の漢詩集である『懷風藻』からとられている。

しかし、それでも私は、小島氏の指摘をふまえ、『日本書紀』、あるいは嵯峨天皇の漢詩を含む『凌雲集』などの平安時代初期の漢詩集からとられる可能性が高いと考えてきた。一部の報道で名もあがっていた『万葉集』の中には「序」や「左註」など漢文も含まれているが、従来のような国家観や政治的理念を示す言葉があるとは考えにくかったからである。

その後、菅官房長官・安倍総理から説明があったように、これは『万葉集』巻五の「梅花の歌三十二首 并せて序」の「時に、初春の令月にして、気淑く風和ぐ。梅は鏡前の粉を披く、蘭は珮後の香を薫す」を出典とするもの（官房長官会見）で、「人々が美しく心を寄せ合う中で、文化が生まれ育つという意味が込められて」いる（総理談話）という。

出典が国書であることのみが強調されがちだが、後述するように、出典・意味ともに、従来のような政治的理念とは違う、文化的な内容となっていることも今までとは異なる点である。

三 「令」の意味をめぐって

発表直後、「令」を含む未採用年号があったことを思い出したので、日本テレビ・NHKの解説で言及しておいたが、時間の関係から簡単なものだったので、所功及び吉野健一京都府教育庁文化財保護課副主査の指摘を参考に、少し詳しく述べておこう。⁸⁾

かつて、幕末の「文久」（一八六一）・「元治」（一八六四）の改元の際、「令徳」という元号案が提出されており、「元治」の際には、ほぼ採用直前まで至っている。幕末のこの時期は、改元の主導権は朝廷に取り戻されつつあったが、しかし「令徳」については幕府から「徳川に命令する」という意味に読めるという反対意見があり、最終的に「元治」改元に至っている。しかし「元治」も、「元」のように「治」める、の意味であるから、朝廷中心の政治への回帰を告げるものであり、「徳川に命令する」という意味とそれほど違いはない。この時とりまじめに動いたのは「賢侯」として知られた越前藩主・松平慶永（春嶽）であった（『続再夢紀事』）。なお、のちの「明治」元号を

明治天皇が賢所において、くじ引きで「聖扨」して決定した際に（『明治天皇紀』）候補案を選んだのも当時新政府で議定の地位にあった松平慶永である（『逸事史補』）。

また「令和」発表直後から、「令」には「命令」のニュアンスがあるとされ、海外メディアでも「order」あるいは「decree」と訳し、外務省が「Beautiful Harmony ≡美しい調和」と訂正する一幕もあった。⁽⁹⁾ これについては、かつての「令徳」の例もあり、そのように解されるのも無理はない。しかし、出典を見れば「令月」（よき月）から採っているのだから、「よい」という意味（令息・令嬢・令名など）に理解すべきである。中国最古の辞書とされる『爾雅』には「令、善也」とある。

また、「令」が日本では「のり」と読まれ（訓読され）、為政者から「読み告げる」という意味を持ちながらも、道徳規範という意味も含んでいた（たとえば『論語』「心の欲する所に従へども矩（のり）を踰へず」）ことに注意しておきたい。⁽¹⁰⁾

国文学者の中西進氏は、聖徳太子の憲法十七条について、「……「服務規程」が「倫理規定」と一体となつているところに、十七条憲法の意味があるのです。憲法は日本語の「のり」に当てた漢字でしょう。法という以外にも「律」「則」「規」といった人の生きる道のような幅広い意味をもっています。……争いの連鎖をやめるための法令、そこに聖徳太子の示した

「和」の理想があります。日本国家の中で、この「和」の理想はずっと続き、今も続いているのです」と述べている。⁽¹¹⁾ 中西氏は四月初頭より、「令和」元号の選者と目されており、「令和」の「和」からは「十七条の憲法の第一条「和をもつて貴しとせよ」を思い浮かべます」⁽¹²⁾、「令」とは、「麗しい」ということ……整然として価値が高いもの……麗しい人には品格があります。品格は自然と身に付くもので、作為的に作れないからこそ尊い。……「和」とは「平和」。しかも「大和」、日本のことでもあります。つまり、「令和」は「麗しき平和をもつ日本」という意味です。麗しく品格を持ち、価値を自ずから万国に認められる日本になつてほしいという願いが込められています⁽¹³⁾と発言している。

四 東アジアの『万葉集』

私は日本テレビでの解説に続き、NHKの報道特別番組、読売新聞・ジャパンタイムズや複数のラジオ番組の電話インタビューにおいて、手元にあった新日本古典文学大系（岩波書店）及び新日本古典文学全集（小学館）などの『万葉集』の注釈書をもとにその出典の持つ意義について述べた。それについても言葉が足りなかったところを補いつつ、書いておく。

「令和」元号の出典となつたのは「梅花の歌三十二首」に付

された「序」であり、これは漢文で書かれている。『万葉集』は前述したように、和歌の説明として歌ではない文章がかなり含まれており、それは立派な漢文により書かれているのである。

「梅花の歌」は天平二年（七三〇）、大宰帥であった大伴旅人の邸宅で九州各地の官僚たちを集めて行われた「梅花の宴」で詠まれた歌をまとめたもので、「序」はこの一連の歌が詠まれた経緯について述べたものである。なお、旅人邸は伝承では現在の坂本八幡宮とされるが、その場所については議論がある⁽¹⁴⁾。

既に江戸時代の国学者である契沖の『萬葉代匠記』に、この「序」は中国・東晋の王羲之が三月三日、上巳の祓の際に宴を行い、友人たちと詩を読みあったことを記した『蘭亭序』をもとにしていると指摘している。更に『蘭亭序』には該当する言葉がない「初春の令月にして、気淑く風和く」の部分は、梁の昭明太子の『文選』に収められた後漢の張衡「帰田賦」にある「仲春令月、時和し気清し」をもとにしていることも契沖が述べている。

その意味では、広い意味での東アジアにおける漢字文化圏に属する作品であり、漢籍から選ぶという従来の元号案とも決して断絶はしていないといえよう。

一部では、このように中国の古典を踏まえた表現を「コピー」と評する向きもあるようだが、当時の文学では、先行する

作品を踏まえて、それを組み合わせることが高度な表現技法と考えられていた。『蘭亭序』や「帰田賦」自体も、先行する文章を踏まえて言葉を選んでいところが存在する。

この「序」を記したのは大伴旅人か山上憶良、あるいはその周辺の人物と推測されている。山上憶良は、大宝元年（七〇一）、中国に「日本」国号を認めさせた粟田真人の遣唐使に同行しており（粟田氏と山上氏は同祖関係にあったとされる）、その帰国時に、

いざ子ども 早く日本へ 大伴の 御津の浜松 待ち恋ひぬらむ

と詠んだ人物である⁽¹⁵⁾。吉田孝氏は、この「日本」が従来「やまと」と呼ばれていることについて、日本国号を認められた喜びを表したもので「にほん」と詠まなければ「憶良がかわいそうだ」と述べている⁽¹⁶⁾。また、大伴旅人と同族の大伴古麻呂は、天平勝宝四年（七五二）の遣唐使に副使として参加し、朝賀の儀式での席次が低いことを唐の役人に抗議して、改めさせている⁽¹⁷⁾。いずれも、中国文化の影響を同時代において最も強く受けながら、唐帝国の威光に臆することなく、主張するべきことは主張し得た人物である。当時の東アジア世界は、渤海国が勢力を伸ばし、神亀四年（七二七）には日本にも使者を派遣してお

り、白村江の戦い以降の国際関係の再編成が行われ、緊張が高まっていた。そのような中で、大宰府に派遣された旅人も、誇り高き武人であるとともに、唐や新羅を相手にしても臆さない教養人であったと思われる。この「序」も単に中国の文学を引き写したというようなものではなく、中国の先行作品をもとに、唐の文人にも負けないものを書こうという心意気で書かれたものと推測できる。

なお、この「序」も含めて巻五には大伴旅人・山上憶良を中心とした「筑紫歌壇」の歌が多く収められている。その中に「倭歌に漢文の序をあわせる形をとっている」ものが多く含まれ、「こういう形式は……旅人がはじめて試みたものであった」と指摘されていることは興味深い。いわば日本の歌と中国の文をあわせて一つの文学作品とするかたちが模索されているのである。

ところで、この「序」も含めて『万葉集』には「梅」を詠む歌が多く、『古今和歌集』以降は「桜」が多くなる。これにより「和風化」が進んだとされるが、その後も実際には「梅」が詠まれ続けるのであり、そこに「古い文化も大切に残しながら、新しい文化も取り入れて両者の長所を可能な限り生かす」「和魂漢才」的な性格を読み取る研究者もいる。⁽¹⁹⁾『万葉集』五巻に含まれる旅人・憶良の歌の多くは、そのような「和漢」を並列するあり方を示すものといえよう。

ちなみに、近年では、菅原道真が遣唐使を廃止し、中国文化の影響から脱したので国風文化が発展した、というような歴史観はほぼ克服されている。遣唐使廃止以前から、すでに使節の往来はなくなっており、逆に民間商船の往来はこれ以前も以後も多く行われていた。⁽²⁰⁾このことから、「国風文化」という概念そのものを否定する説もある。これに対し、唐滅亡後も民間商船の往復はあったが、そこで日本が重視したのは「唐」文化であり、それ以降の中国文化は重視されなかった。その一方で、貴族たちが「倭の国の中に、……見だし、愛好するようになった(和歌などの)倭の世俗文化が、九世紀末以降、天皇たちによって高く評価されるようになり、唐文化と並ぶ、いま一つの貴族文化の柱となっていた」「分野によっては、唐文化と倭の世俗文化とがさらに交渉し、融合の度を深めていく」とし、これを「国風文化」と呼ぶべきとする見解も出されている。⁽²¹⁾この見解を踏まえるならば、和歌と漢文を並列する旅人・憶良の作品は「国風文化」、あるいは「和魂漢才」の遠い淵源と考えることもできるのではないだろうか。

五 未採用年号案との比較から

今回、更に驚いたのは、「令和」発表後、数日で、提出されたが未採用となった年号案が報道されたことである。これも翌

日、日本経済新聞およびNHKのニュースウオッチ9、テレビ朝日の報道ステーションに電話インタビューで答えた内容をもとに、述べておきたい。

最終的に「久化」「万保」「万和」「英弘」「広至」、そして「令和」が有識者懇談会と閣議で示されたわけだが、これは、各社の報道によれば、

(ア)「久化」「万保」「万和」 漢籍が出典
(イ)「英弘」「広至」「令和」 国書が出典

に分かれるという。

このうち、(ア)はかつて提出されたことのある未採用年号である。森本角蔵氏の労作『日本年号大観』によれば「久化」は一回、「万保」は八回、「万和」「令和」は十四回候補となっている。⁽²²⁾一方、国書に基づく「英弘」「広至」「令和」は、使われたことのある文字(弘・至・和)と、使われたことのない文字(英・広・令)を組み合わせるといふかたちで、「昭和」「平成」の伝統をくんでいることが読み取れる。

その後の報道によれば、「久化」は『易経』、「万保」は『詩経』が典拠で提出したのは中国哲学の宇野茂彦氏(中央大学名誉教授、東京大学名誉教授宇野哲人氏の孫、同宇野精一氏の子)、「万和」は『史記』の「五帝本紀」が典拠で提出したのは

漢文学の石川忠久氏(元二松学舎大学学長)とされている。⁽²³⁾

それをもとに改めて『日本年号大観』や報道の際の研究者のコメント、国文学研究資料館特別展示「令和」の時代」解説(同館ホームページ掲載)などを参照すると、「久化」は、『易経』(第三十二卦・恒・雷風恒・震上巽下)に「聖人は其の道に久しくして天下化成す。」「万保」は『詩経』(毛詩、小雅・瞻彼洛矣)の「君子万年、其の家邦を保つ」「万和」は『史記』「五帝本紀」にみえる「万国和ぐ、而して鬼神・山川の封禪は与(ゆる)して多なりと為す」から採られたと考えられる。⁽²⁴⁾ 出典となる古典は、漢籍の中でもしばしば年号の出典となってきたオーソドックスなものである。

一方、日本の古典からとられたものについては、同じく報道によると「英弘」は『古事記』、「広至」は『日本書紀』と『続日本紀』が典拠で、宇野茂彦氏が提出、そして「令和」は『万葉集』で国文学者の中西進氏(国際日本文化研究センター名誉教授)が提出したとされる(前掲報道など)。このほか、提出されたが最終候補まで残らなかったものに東京大学名誉教授で、東洋史の池田温氏と国文学の某碩学(氏名未詳)が提出したものがあつたという。なお、実務担当者としてこれら各学界の大家に元号案の提出を依頼し、とりまとめを行ったのは二松学舎大学大学院で宇野精一氏の指導を受けた国立公文書館公文書研究官の尼子昭彦氏(故人)と、中央大学大学院で宇野茂彦

氏の指導を受けた国立公文書館公文書研究官の土屋裕史氏（現在は内閣官房の専任）であることが明らかになっている。⁽²⁵⁾

これらの年号の出典としては、「英弘」は、太安麻呂によるとされる『古事記』の序文に天武天皇の業績をたたえ、「英風を敷き、以て国に弘む」、即ちすぐれた教化が国に広がっていると記した部分から、また「広至」は、『日本書紀』欽明天皇三十一年四月乙酉条に、漂流民を助けた地方の豪族の行動について、「徽猷広く被らしめて、至徳魏々たり」、つまり、遠方から人がやってきて、しかもその命が助かったことは良い政治が広くこの国をおおい、天皇の徳が高きに至っていることを示すものだ、と天皇が述べられたところと『続日本紀』養老二年（七一九）年十二月丙寅条にある、大赦に際して「広く至道を開き遙かに淳風を扇ぎて……」、つまり広くもつともよい道を示し、はるか遠くまで、正しく純朴な風俗を広めて、という元正女帝の詔から採用されたと推測されている。

いずれも、新時代の理想とするのにふさわしい言葉と出典である。しかし「令和」が文化的色彩を強めているのに対し、そのほかの元号案は漢籍・国書いずれも、従来の元号と同様の政治的理想を示しているところに違いがあるように思う。あるいはそこに、ゆるやかな文化的結合のもとに、世界と自然との調和を目指していく、新時代の理想というものが示されているのかもしれない。これもまた、新しい先例として、今後継承さ

れていくことであろう。

注

- (1) 元号制度の来歴については所功・久禮旦雄・吉野健一「元号年号からみた日本史」（文春新書、平成三十年）を参照。個別の年号（元号）については所功編『日本年号史大事典』（雄山閣、平成二十五年）、所功・久禮旦雄・吉野健一「元号読本「大化」から「令和」まで全248年号の読み物事典」（創元社、令和元年）を参照されたい。
- (2) 初期の日本年号については久禮旦雄「元号のはじまり」『京都産業大学日本文化研究所紀要』二四（平成三十一年）参照。
- (3) 現在、森鷗外「元号通覧」（講談社学術文庫、令和元年）として刊行されている。
- (4) 田崎史郎「安倍官邸「新元号」決定までの全内幕」『文藝春秋』令和元年六月号（令和元年）、毎日新聞「代替わり」取材班「令和改元の舞台裏」（毎日新聞出版、令和元年）、日本テレビ政治部「下キメント「令和」制定」（中公新書ラクレ、令和元年）、読売新聞政治部「令和誕生 退位・改元の黒衣たち」（新潮社、令和元年）、朝日新聞政治部編「秘録退位改元 官邸vs宮内庁の攻防1000日」（朝日新聞出版、令和元年）など。また大島信生・久禮旦雄・遠藤慶太「座談会・新元号「令和」をめぐって」『皇学館論叢』52・3（二〇一九）も参照。
- (5) 『朝日新聞』平成三十一年四月三日報道など。
- (6) 読売新聞政治部編『平成改元』（行研、平成元年）、前掲「元号年号からみた日本史」。
- (7) 前掲『平成改元』。

- (8) 所功『増補版 年号の歴史』（雄山閣出版、平成元年）、前掲『日本年号史大事典』、前掲『元号 年号から読み解く日本史』。
- (9) 『毎日新聞』平成三十一年四月三日報道など。
- (10) 廣池千九郎『東洋法制史序論』（早稲田大学出版会、明治三十八年）。
- (11) 中西進「国づくりと『万葉集』」同『うたう天皇』（白水社、平成二十三年）。
- (12) 『読売新聞』令和元年四月十七日、『朝日新聞』令和元年五月四日にも同趣旨の発言。
- (13) 中西進「令和とは「うるわしき大和」のことです」『文藝春秋』令和元年六月号（令和元年）。
- (14) 西谷正「大宰府研究の現在 万葉集と考古学」『上代文学』一〇七（平成二十三年）。
- (15) 『万葉集』巻一。
- (16) 吉田孝『日本の誕生』（岩波新書、平成九年）。
- (17) 『続日本紀』天平勝宝六年正月丙寅条。
- (18) 伊藤博『萬葉のあゆみ』（塙新書、昭和五十八年）。
- (19) 所功「和魂漢才の英知」『日本歴史再考』（講談社学術文庫、平成十年）。
- (20) 河添房江『唐物の文化史―舶来品からみた日本』（岩波新書、平成二十六年）。
- (21) 佐藤全敏「国風とは何か」鈴木靖民他編『日本古代交流史入門』（勉誠出版、平成二十九年）。
- (22) 森本角蔵『日本年号大観』（目黒書店、昭和八年）。
- (23) 共同通信 令和元年八月五日配信記事、前掲『令和改元の舞台裏』、前掲『ドキュメント「令和」制定』、前掲『令和誕生』。
- (24) 国文学研究資料館 公式サイト「令和の時代」展示解説
<https://www.nijl.ac.jp/event/tokusetsu/2019/05/2019eiwa.html>
- (25) 前掲『令和改元の舞台裏』。